

1. 第31回福島県喜多方建設事務所管内

建設工事安全推進協議会総会を開催しました

日時：令和8年6月23日（火）13:30～15:00
場所：喜多方市熱塩加納公民館3階多目的ホール
議事：議案第1号 令和7年度事業報告について
議案第2号 令和8年度事業計画（案）について

安全講習会 喜多方労働基準監督署 稲田労働基準監督官

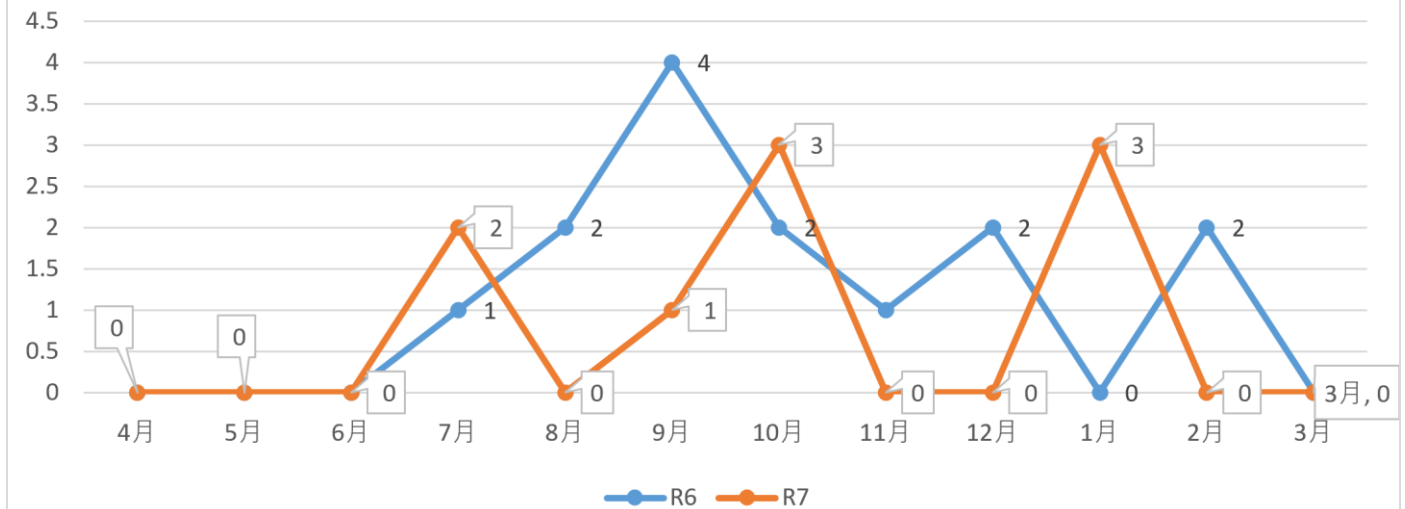
- ・喜多方署管内の労働発生状況
- ・熱中症について
- ・労働安全衛生法の改正について
 - 1) 個人事業者等への安全衛生の推進
 - 2) 職場のメンタルヘルス対策
 - 3) 科学物質による健康障害防止対策
 - 4) 機械による労働災害の防止
 - 5) 高齢者の労働災害防止



2.令和7年度管内労働災害発生状況(確定)

令和7年度当管内土木部工事では、**労働・公衆災害発生は9件で、令和6年度14件より5件減でした。**

喜多方管内における労働災害等(月別)



R7年度は、R6年度-5件の災害発生でした。本年度も災害0を目指し頑張りましょう

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R6	0	0	0	1	2	4	2	1	2	0	2	0	14
R7	0	0	0	2	0	1	3	0	0	3	0	0	9



3.気温が高い日が続きます熱中症に注意を

職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受け、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者者に義務付けられました

対象作業

WBGT値28度以上
又は
気温31度以上
の環境下で
連続1時間以上
又は
1日4時間を超えて
実施が見込まれる作業

実施事項

① 発見体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備してください。
例：職場監視やパディルの採用、ウェアラブルデバイス等の活用等

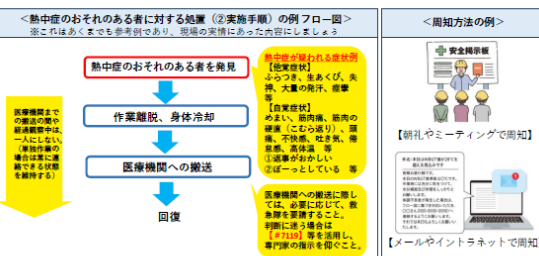
本人からの報告を受けるだけでなく、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成してください。

③ 関係者への周知

上記①②について、あらかじめ関係者に周知してください。
※関係者には労働者以外にも、一人親方など熱中症のおそれのある作業に従事する者が幅広く含まれます。



福島労働局・労働基準監督署

熱中症対策について、2025年4月に安全衛生規則の改定があり、2025年6月1日より施行され、対策について義務化されました。違反した場合は、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることになりました。 注意しましょう。



詳しくは厚生労働省福島労働局をご確認ください

<https://isite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku>